

平成 3 1 年 第 1 回 定 例 会

民 生 環 境 常 任 委 員 会 会 議 概 要

委 員 長 天 内 慎 也

副 委 員 長 赤 木 長 義

1 開催日 平成31年3月7日（木曜日）

2 開催場所 第4委員会室

3 審査案件

議案第70号 青森市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の制定について

議案第73号 青森市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第75号 青森市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第76号 青森市健康増進センター条例及び青森市市民センター条例の一部を改正する条例の制定について

議案第77号 青森市急病センター条例の一部を改正する条例の制定について

議案第78号 青森市病院料金及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○出席委員

委員長	天 内 慎 也	委 員	万 徳 なお子
副委員長	赤 木 長 義	委 員	小豆畑 緑
委 員	奈 良 祥 孝	委 員	中 村 節 雄
委 員	橋 本 尚 美		
委 員	蛭 名 和 子		

○欠席委員

委 員 山 本 治 男

○説明のため出席した者の職氏名

環境部長	八戸	認	福祉部次長	荒内隆浩
福祉部長	館山	新	福祉部参事	福井直文
保健部長	浦田浩美	美	福祉部参事	高野光広
市民病院事務局長	木村文人	人	保健部青森市保健所副所長	山口朋子
市民病院事務局理事	岸田耕司	司	保健部参事	加福拓志
環境部次長	柿崎哲男	男	市民病院事務局総務課長	船橋正明
環境部参事	竹内	芳	子育て支援課主幹	村田幸長
環境部参事	若佐谷昭人	人	関係課長等	

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査	花田	昌	議事調査課主査	山内克昌
---------	----	---	---------	------

○**天内慎也委員長** ただいまから、民生環境常任委員会を開会いたします。

本日は、山本治男委員が入院中のため欠席となっております。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案6件について、ただいまから審査いたします。

最初に、議案第70号「青森市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。福祉部長。

○**館山新福祉部長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第70号「青森市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の制定」について御説明いたします。

資料のほうをごらんください。

初めに、制定理由につきましては、第8次地方分権一括法の成立によりまして、幼稚園型、保育所型及び地方裁量型の認定こども園の認定等の事務・権限が平成31年4月1日から、都道府県から中核市に移譲されることとなったため、本市における幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定めようとするものであります。

対象となる施設につきましては、幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園となります。

3番目といたしまして、参酌した基準及び均衡を図った条例につきましては、資料中ほどの認定こども園の類型比較の図にありますとおり、認定こども園には、幼保連携型、幼稚園型、保育所型及び地方裁量型の4つの類型がありまして、母体となる施設の種類などにより分類されております。

今回制定しようとする条例は、4つの類型のうち、幼稚園型、保育所型及び地方裁量型の3つの類型について、認定こども園として市が認定する際の認定要件を定めようとするものであります。

その基本的な考え方といたしましては、認定こども園における教育・保育の質の均衡を図るため、認定こども園の種類の違いによる差異を最小限とし、原則、幼保連携型認定こども園の認可基準と同様の内容を本条例における認定要件とすべく、国の基準を参酌しつつ、類似する条例との均衡を図ったものとしております。

制定内容につきましては、2ページ以降で御説明いたします。

施行期日は、平成31年4月1日となります。

そうすれば、2ページのほうをごらんください。

本条例の内容について、逐条で御説明させていただきます。

まず、2ページの第1条は、条例の趣旨を規定しております。

続きまして、3ページの第2条につきましては、用語の意義を規定してお

ります。

4 ページの第 3 条は、認定こども園の施設要件を規定しております。第 1 項では、第 1 号で、認定の申請主体が幼稚園単独の場合を、第 2 号で、保育所等の場合を定めるとともに、第 3 号で、幼稚園及び保育所等に共通する要件として、子育て支援事業を提供できる体制にあることとしております。第 2 項では、第 1 号で幼稚園が保育機能施設を設置し、連携施設として認定こども園の認定を受ける場合の要件をイ及びロとして定めるとともに、第 2 号で、子育て支援事業を提供できる体制にあることとしております。

6 ページをお開きください。

第 4 条は、認定こども園の責務を規定しており、第 1 項では、設備・運営の向上を、第 2 項では、設備・運営の低下禁止を定めております。

7 ページの第 5 条は、認定こども園の一般原則を規定しております。

第 1 項から第 4 項までに、子どもの人権の配慮や運営内容の説明努力義務などを定めております。

9 ページ、第 6 条は、認定こども園が他の施設の職員または設備を兼ねるときの基準について規定しております。第 1 項では、園児の保育に直接従事する職員を除いた職員について、第 2 項では、乳児室、匍匐室、保育室、遊戯室または便所を除いた設備について、他の学校や社会福祉施設と兼ねさせることができるとしております。

10 ページ、第 7 条は、園児を平等に取り扱う原則について、11 ページの第 8 条は、虐待等の禁止についてそれぞれ規定しております。

12 ページ、第 9 条は、秘密保持について規定しており、第 1 項は、職員及び退職者の秘密保持義務を、第 2 項は、設置者への必要な措置の実施義務を定めております。

13 ページ、第 10 条は、苦情への対応について規定しており、第 1 項から第 3 項までに、苦情受付窓口の設置や内容の記録、改善努力義務などを定めております。

14 ページ、第 11 条は、学級の編制について規定しており、第 1 項では、満 3 歳以上の園児について学級を編制すること、第 2 項では、1 学級の園児の数は、35 人以下を原則とすることとしております。

15 ページ、第 12 条は、職員の数等について規定しており、第 1 項では、学級担当を 1 人以上置くこと、第 2 項では、園児の年齢ごとの配置基準を定めるとともに、1 園当たり常時 2 人以上とすること、第 3 項では、職員数の算定方法を、第 4 項では、嘱託医及び調理員を置かなければならないこと、ただし、調理業務の全部を委託する場合は、調理員を置かないことができることを定めております。

次に、18 ページをごらんください。

第13条は、職員の資格について規定しております。第1項では、満3歳未満の園児の保育に従事する者の資格要件を、第2項から第4項までは、満3歳以上の園児の教育及び保育に従事する者の資格要件を定めており、第5項では、認定こども園の設置者及び職員に対する暴力団員等の排除を定めております。

次に、21ページをごらんください。

第14条は、認定こども園の長について規定しており、第1項から第3項までに、園長の配置義務や園長に必要な能力などを定めております。

22ページ、第15条は、施設の設備について規定しており、第1項では、認定こども園には、園舎及び屋外遊技場を備えなければならないことを定めており、第2項では、園舎の面積の要件を、第3項では、屋外遊技場の面積の要件を定めており、第4項では、幼稚園型認定こども園の敷地要件などを、第5項では、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の屋外遊技場の代替要件などを定めております。

次に、26ページをごらんください。

第16条は、保育室等を2階に設ける建物に係る設備の基準を規定しており、第1項では、転落事故の防止設備の設置や建物が耐火建築物であることなど、施設の設備要件を定めており、第2項及び第3項では、既存施設が移行する場合の特例を定めております。

次に、31ページをごらんください。

第17条は、保育室等を3階以上に設ける建物に係る設備の基準を規定しており、転落事故の防止設備の設置や耐火構造の階段設置など、施設の設備要件を定めております。

次に、35ページをごらんください。

第18条は、園舎に備えるべき設備を規定しており、第1項では、園舎には、乳児室または匍匐室など各号に定める設備を備えなければならないこと、第2項及び第3項では、調理室を設置しない場合の要件などを定めており、第4項では、乳児室等の面積要件を定めておりますが、乳児室は、国の基準では1.65平方メートルであるものを市独自に3.3平方メートルと広く設置しております。

次に、39ページをごらんください。

第19条は、園具及び教具について規定しております。第1項及び第2項で必要な種類及び数の園具・教具の設置とその改善・補充義務を定めております。

40ページ、第20条は、食事について規定しており、第1項から第5項までに、保育を必要とする子どもへの食事の提供義務や、園内調理、食育推進などを定めております。

次に、42 ページをごらんください。

第 21 条は、食事の提供の特例について規定しております。第 1 項から第 5 項までに、食事提供の責任の所在や、受託者の要件などを定めております。

次に、44 ページをごらんください。

第 22 条は、教育及び保育の内容について規定しており、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえつつ、幼稚園教育要領や保育所保育指針に基づき行うとともに、認定こども園固有の事情に配慮したものでなければならぬこととしております。

45 ページ、第 23 条は、教育及び保育の時間並びに開園日数及び開園時間について規定しております。第 1 項では、保育時間を原則 8 時間とし、保護者の労働時間などを考慮して園長が定めること、第 2 項では、開園日及び開園時間は、保護者の就労状況など地域の実情に応じて定めることとしております。

46 ページ、第 24 条は、職員の資質向上等について規定しており、教育及び保育に従事する者みずからが資質向上に努めることや研修の機会を確保することなどを定めております。

次に、48 ページをごらんください。

第 25 条は、子育て支援事業について規定しており、保護者の子育てをみずから実践する力の向上を積極的に支援することなどを定めております。

49 ページ、第 26 条は、管理運営について規定しており、認定こども園の設置者が行わなければならない情報開示、特別な配慮が必要な子ども等の受け入れ、安全体制の確保などを定めております。

次に、51 ページをごらんください。

第 27 条は、その他の要件について規定しており、第 1 項では、第 3 条から前条までに定める要件以外は、国の基準を包括的に適用すること、第 2 項は、地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合にあっては、認定こども園の質の均衡を図る観点から、非常災害への対応や衛生管理、健康診断の実施などの基準に適合することとしております。

次に、56 ページをごらんください。

附則についてであります。第 1 条では、施行期日を平成 31 年 4 月 1 日としております。

第 2 条では、市は、認定要件について定期的に検討を加え、必要な見直しを行うものとしております。

第 3 条では、条例施行に伴う経過措置を規定しており、第 1 項では、平成 27 年 3 月 31 日に既に認定を受けていた認定こども園の職員配置について、第 2 項では、条例の施行前に認定を受けていた認定こども園の職員資格について、第 3 項は、条例の施行前に認定を受けていた認定こども園の乳児室の

面積について、それぞれ経過措置を設けております。

以上、議案第70号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

説明は以上であります。

○天内慎也委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。万徳委員。

○万徳なお子委員 私、この前、園長先生に市政に対する要望を伺ったところ、予算に関することというよりも、提出しなければいけない書類が多過ぎて、自分の時間がなくなり、子どもと遊べないというのが一番の悩みだと言っていました。今回の制定で、書類がふえるとか減るとか、そういったことはあるのでしょうか。

○天内慎也委員長 福祉部長。

○館山新福祉部長 今の質問にお答えいたします。

書類に関しては、これまでも提出していただいた書類とほぼほぼ変わらないような状況になりますけれども、ただ、我がほうとしても、書類を提出していただくときに、例えば、エクセルの表については、計算式を入れておき、ただ数字だけを入れればはじき出せるような形にして、最大限努力して、できるだけ園側の苦労を少なくするべくして、書類のほうは提出していただくような工夫はしております。

○天内慎也委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 一層工夫していただくということを要望して、反対はいたしません。賛成です。

○天内慎也委員長 ほかに御質疑ありませんか。蛭名委員。

○蛭名和子委員 この資料をじっくり見ていなくて申しわけないですけども、この条例の名称に「認定の要件を定める」とあるんですが、内容を見ますと、設置と運営についての条例のような気がするんです。あえてこの「認定の要件を定める」というふうな名称を使うのは、何か理由がありますか。

○天内慎也委員長 福祉部長。

○館山新福祉部長 ただいまの御質問にお答えいたします。

そもそも、国で定めた名称をそのまま市としても使っておりますので、また、その要件の内容としては、その認定の要件の部分も入り込んでいますので、この名称を使っているということになります。

[蛭名和子委員「それは、具体的に国のどの通知とかになるのでしょうか」と呼ぶ]

○館山新福祉部長 そもそもこの基準というのが、国が定めて、それを県で使っていたものを、今、中核市に移すという段階になっていきますので、内容的にはほぼ国が定めたものと同じものが記載されているような状況になり

ます。

○**天内慎也委員長** ほかにありますか。橋本委員。

○**橋本尚美委員** この最後の最後に、乳児室の面積のことが書かれています。が、当分の間、従前の例によるものとするということで、その当分の間のスパンと言いますか、何年間とか後、この条例を見直しした時点で、条例改正によって、面積を一律同じにするという市の考えなのでしょうか。これを変えない限り、ずっとこのままで行っちゃうので、現状のままということになりますので、市の方向性というか考えはあるのでしょうか。

○**天内慎也委員長** 福祉部長。

○**館山新福祉部長** 条文については、既に乳児室を設置しているところについては経過措置を設けておりますけれども、基本的には、今、青森市内にある各園については、3.3 平米で設置しておりますので、規定上はありますけれども、経過措置を適用するような園がないという状況になります。

○**天内慎也委員長** ほかに発言ありませんか。赤木委員。

○**赤木長義委員** ちょっと確認します。1点目。これ、県から中核市に移管されるものですね。この条例が議決されて、4月から青森市が事務を取り扱うことになるわけですが、県から事務費というのはちゃんと来ているのか。

○**天内慎也委員長** 福祉部長。

○**館山新福祉部長** 担当からお答えします。

○**天内慎也委員長** 担当。

○**村田幸長子育て支援課主幹** 子育て支援課であります。今回の権限移譲に関しましては、県から、事務委任条例とかに基づいてもらうものではなくて、法改正に基づいてもらうものでありますので、結果とすれば、全て交付税措置の中での対応という形になります。

○**天内慎也委員長** ほかに発言ありませんか。赤木委員。

○**赤木長義委員** それは違うと思う。要は、ちゃんと事務費をもらえということだ。なぜならば、実際、今言ったように、結局、市の職員の仕事がふえるわけだろう。県は、自分たちが楽するという言葉はないけれども、楽しんで、その分を移管するんだったら、準備するためのお金だってかかっているわけで、それに伴う金もちゃんと寄せせて。しっかりやらないと県の思うがままになるから、ちゃんとやってほしいという要望です。

それともう1つ。これ、ちょっと確認なんですけれども、この条例を定めるというのは、本年10月からの保育無料化に関する影響もいろいろ考えているのでしたっけ。そこをちょっと確認したいんですけれども。

○**天内慎也委員長** 福祉部長。

○**館山新福祉部長** 本年10月1日から保育・教育の無償化が始まりますけれ

ども、特段、無償化が始まることと今のこの認定要件が市に移ってくることは関係ありません。

○**天内慎也委員長** 赤木委員。

○**赤木長義委員** はい、わかりました。ありがとうございます。

最後です。万徳委員も言われたと思いますけれども、認可外保育所があるじゃないですか。こういう条例の縛りが出てきて、中核市への移譲なんだけれども、今後、この条例に合わない認可外保育所があって、それに合わせるまでに何年間の猶予を見るとか言ってたと思うんだけど、それ何年か確認。何か、あったっけ。

○**天内慎也委員長** 福祉部長。

○**館山新福祉部長** 今回のこれは、あくまでも幼稚園型、保育所型、あと地方裁量型の認定子ども園の要件のお話になります。認可外保育所——例えば企業主導型、事業所内、あとは本当の無認可の認可外保育所——は今、市内に18カ所ありますけれども、それらについては、まず国の基準に基づいて市が年に1回、必ず指導監査に入っております。そして、指導監査に入って、その基準を満たしているということも毎年確認はしておりますし、今回の条例は条例としてありますけれども、特段その認可外保育所が新たな条例に引きずられて、今後定めができるということは、まだ今のところありません。

○**天内慎也委員長** ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**天内慎也委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**天内慎也委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第70号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号「青森市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。福祉部長。

○**館山新福祉部長** 議案第73号「青森市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

資料1のほうをごらんください。

制定理由につきましては、平成30年8月2日に公布されました養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴いまして、所要の改正をしようとするものであります。

改正内容の説明に当たりましては、多分に専門的な用語が使用されておりますので、2ページ以降に用語解説をつけておりますので、そちらもあわせながら御参照ください。

改正内容につきましては、これまでサテライト型養護老人ホームを設置できる本体施設は、介護老人保健施設、介護医療院、病院、診療所のみとされておりましたが、平成28年に国が行った地方分権改革に関する提案募集において地方から、効率的な養護老人ホームの経営を目指す観点から、サテライト型養護老人ホームを設置する際の本体施設として、養護老人ホームを追加するよう提案があり、国において検討した結果、サテライト型養護老人ホームを設置することができる本体施設に、養護老人ホームを追加するなどの基準省令の改正が行われたものであります。

この改正された基準は従うべき基準及び参酌すべき基準であり、このうち、参酌すべき基準につきましては、本市においては基準省令と異なる基準とするほどの地域的な特殊性が認められないことから、本市条例におきましては、全て基準省令と同様の改正を行うものであります。

具体的には、資料2の新旧対照表により御説明いたします。

資料2のほうをごらんください。

第14条第1項第4号イでは、職員の配置基準のうち、支援員の員数について定めております。これまで指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームのサービス形態は、委託によりサービスを提供する、いわゆる外部サービス利用型に限定されておりましたが、養護老人ホームに入所されている要介護者がふえつつあることを踏まえ、養護老人ホームの従業者がサービス提供をする、いわゆる一般型も可能となりました。これに伴いまして、支援員の員数の算定に当たっての一般入所者の定義については、一般型を含めた指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受けていないものとするための改正であります。

2ページをごらんください。

同条第5項は、サテライト型養護老人ホームの本体施設としてこれまで認められていた介護老人保健施設、介護医療院または病院もしくは診療所に、新たに養護老人ホームを加える改正となります。

次に、同条第6項は、主任生活相談員の配置基準について定めており、1つ目といたしまして、指定特定施設入居者生活介護等を行う養護老人ホームのサービス形態が一般型も可能となったことに伴う改正、2つ目といたしまして、3ページのほうになりますけれども、サテライト型養護老人ホームの主任生活相談員について、入所者の処遇に支障を及ぼすおそれがない場合は、常勤換算方法で1人以上とするとされたことに伴う改正であります。

次に、同条第7項は、指定特定施設入居者生活介護等を行う養護老人ホームの生活相談員の配置基準について定めており、指定特定施設入居者生活介護等を行う養護老人ホームのサービス形態が一般型も可能となったことに伴う改正であります。

次に、同条第9項は、看護職員の配置基準について定めており、常勤換算方法で1人以上とする対象施設として、外部サービス利用型を除く指定特定施設入居者生活介護等を行う養護老人ホームを加えるものであります。

次に、4ページの同条第11項は、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士、調理員、事務員その他の職員の配置基準について定めており、本体施設が養護老人ホームの場合で、本体施設の職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、栄養士または調理員、事務員その他の職員を置かないことができることを加えるものであります。

次に、第23条第3項は、生活相談員の業務について定めており、指定特定施設入居者生活介護等を行う養護老人ホームのサービス形態が一般型も可能となったことに伴う改正であります。

施行期日につきましては、公布の日としております。

以上、議案第73号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○天内慎也委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。奈良委員。

○奈良祥孝委員 ちょっとお伺いします。これ、いろんなのにみんな関係あるんだけど、施行期日が公布の日ということは、平成30年8月2日ということになるんですか。どういう意味か、教えてください。

○天内慎也委員長 福祉部長。

○館山新福祉部長 ただいまの御質問にお答えします。

今定例会で、この議案が可決された後という形になります。

○天内慎也委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 そうすれば、可決された後というか、最終日に可決されれば最終日というふうになるんだね。

〔館山新福祉部長「はい」と呼ぶ〕

○奈良祥孝委員 そういう意味なんだね。わかりました。以上です。

○天内慎也委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○天内慎也委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○天内慎也委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 73 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 75 号「青森市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 議案第 75 号「青森市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

資料のほうをごらんください。

制定理由につきましては、平成 30 年 11 月 29 日に公布されました医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令等による介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴いまして、所要の改正をしようとするものであります。

改正内容の説明に当たりましては、先ほどと同様ですけれども、専門的な用語が多々使用されておりますので、2 ページの用語解説のほうもあわせてごらんいただければと思います。

それでは、「改正内容」のほうをごらんください。

これまで基準省令では、介護医療院が検体検査を委託する場合の受託者の基準について、医療法施行規則で規定する病院等が委託する場合の受託者の基準を準用しており、本市条例においても同様の規定を設けております。

このたび、医療法施行規則の一部改正により、受託者の基準として、検体検査を行う施設に遺伝子関連・染色体検査の精度の確保に係る責任者を配置することなど、検体検査の精度の確保に係る基準が改正されました。このことから、基準省令において、医療法施行規則を準用している検体検査の受託者の基準について改正が行われたものであります。

この改正された基準は参酌すべき基準であり、本市においては基準省令と異なる基準とするほどの地域的な特殊性が認められないことから、本市条例におきましても、基準省令と同様の改正を行うものであります。

次に、具体的な改正内容について、資料 2 の新旧対照表により御説明させていただきます。

資料 2 をごらんください。

条例第 34 条第 3 項につきましては、介護医療院の管理者が検体検査等の業務を委託する場合は、医療法施行規則等の規定を準用すること及び準用する

場合の規定の読みかえについて定めております。

なお、これからの説明に当たりましては、改正内容ごとの区切りがわかるよう、表の真ん中のほうに①から⑧までの番号を振っておりますので、その番号に沿って説明をさせていただきます。

まず、①番につきましては、臨床検査技師等に関する法律施行規則の改正により、検体検査を業として行う衛生検査所における精度管理の基準が明確になったことから、介護医療院の管理者が検体検査の業務を委託する場合、新たに衛生検査所における基準を準用することができるよう、同規則第12条等を加えたものであります。

次に、②から3ページの⑧までにつきましては、全て医療法施行規則等を準用する場合の読みかえ規定となっております。

読みかえ規定の内容につきましては、②では、医療法施行規則第9条の8第1項において、病院等の管理者が病院、診療所または施設告示第4号に定める試験研究施設等以外の施設に検体検査の業務を委託する場合の受託者の基準について、2ページの③では、医療法施行規則第9条の8第2項において、病院等の管理者が施設告示第4号に定める試験研究施設等に検体検査の業務を委託する場合の受託者の基準について、④では、医療法施行規則第9条の9第1項において、病院等の管理者が医療機器または手術用の衣類その他の繊維製品の滅菌または消毒の業務を委託する場合の受託者の基準について、⑤では、医療法施行規則第9条の12において、病院等の管理者が医療機器の保守点検の業務を委託する場合の受託者の基準について、⑥では、医療法施行規則第9条の13において、病院等の管理者が医療用ガス供給設備の保守点検の業務を委託する場合の受託者の基準について、それぞれ規定しており、いずれも介護医療院の管理者が委託する場合の受託者の基準に読みかえる規定となっております。

改正内容につきましては、いずれも、病院等の管理者は検体検査等の業務を委託しようとするときは厚生労働省令で定める基準に適合するものに委託しなければならない旨定めている医療法第15条の2の規定が改正され、新たに第15条の3の規定が設けられたことに伴う読みかえ規定の改正であります。

次に、⑦につきましては、臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項で、衛生検査所において検体検査の業務を適正に行うために必要な基準について規定しておりますが、介護医療院の管理者が検体検査の業務を委託する場合、新たに衛生検査所における基準を準用することができることとされたことに伴い、新たに読みかえ規定を加えたものであります。

また、3ページの⑧につきましては、⑦と同じ内容となりますが、改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の経過措置の規定に

についても適用させるため、新たに加えたものであります。

施行期日につきましては、公布の日としております。

以上、議案第 75 号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○天内慎也委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○天内慎也委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○天内慎也委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 75 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。福祉部長。

○館山新福祉部長 済みません。先ほど、議案第 73 号での奈良委員からの質問で、施行が公布の日というのはいつの制定になるのかというお話がありました。それで、私、議決の日と申し上げたんですけれども、申しわけありません。公布の日というのは、議決日ではなくて、市長が署名し、掲示板に掲示した日となりますので、議決後、二、三日を要する形になりますので、大変申しわけありませんけれども、訂正させていただきたいと思っております。

○天内慎也委員長 次に、議案第 76 号「青森市健康増進センター条例及び青森市市民センター条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第 76 号「青森市健康増進センター条例及び青森市市民センター条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

お手元の議案第 76 号関係資料 1「青森市健康増進センター条例及び青森市市民センター条例の一部を改正する条例の制定について」をごらんください。

初めに、制定理由につきましては、健康度測定の内容を変更し、青森市健康増進センター及び西部市民センターのトレーニングルームの 70 歳以上の利用者から使用料を減免して徴収することができることとし、並びに消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、使用料の額を改定する等のため、所要の改正を行い制定しようとするものであります。

次に、改正内容についてであります。改正内容の（１）、（２）の内容が、健康度測定の内容変更及びその使用料等の変更内容となることから、これら

につきまして、資料3 ページ目の別紙の表で御説明をさせていただきます。

資料3 ページ目をごらんください。

表は、青森市健康増進センター（元気プラザ）及び西部市民センターのトレーニングルーム等を使用する総合指導コース、いわゆる健康度測定の利用体系について、改正前、改正後を表しているものであります。

改正前の表にありますとおり、現在は、両センターのトレーニングルーム等を使用するには、継続利用者であっても、毎年度、元気プラザでの健康度測定を必須としており、健康度測定によって利用者の健康度に応じた運動プログラムを作成して運動実践指導を行い、トレーニングを実施いただいております。

この健康度測定では、1年以内の健康診断結果の提出を必須とする医学的検査、身体状況に応じお受けいただく運動負荷試験、体力測定を要件としているところです。

このたびの健康度測定の変更点は、改正後の表、真ん中のほうになりますが、1つには、健康度測定の要件について、医学的検査及び運動負荷試験を不要とし、体力測定に基づき行うこととするものであります。理由といたしましては、医学的検査については、必須の検査項目や健康診断結果が用意できないため申し込みに至らず、思い立った時に運動する機会を逃してしまう方がいるということや、また、運動負荷試験については、対象となる方がほとんどいない現状となっていることを踏まえ、利用者の実情に即し、施設利用の利便性を高め、さらなる利用者の増加を図るためであります。健康度測定の使用料につきましては、後に新旧対照表で御説明いたしますが、体力測定分として徴収している額を新たに条例に規定することとするものであります。

もう1つには、改正後の表の上段に記載しておりますが、両センターのトレーニングルームの使用については、2年目以降の継続利用者は選択制とし、健康度測定を受けなくてもトレーニングルームを使用できることとするものです。これは、健康度測定によらず、もっと自由にトレーニングルームを使いたいという声や、特に、西部市民センターのトレーニングルームの利用者からは、「毎年、元気プラザで健康度測定を受けるのは大変だ」という声も聞かれていたこと等から見直したものであります。使用料につきましては、こちらにも後に新旧対照表で御説明いたしますが、表、中段に記載しております、70歳以上の方について、健康度測定を受けない方については、健康度測定の使用料が不要となることから、通常の使用料より減額した使用料を御負担いただくよう、免除から減免へ改正し、一方、健康度測定を受けてトレーニングルームを使用する方については、健康度測定の使用料を御負担いただくことから、別途、健康度測定相当分（20回分）の施設使用料を免除することと

するものであります。

以上が、資料 1 ページ目の改正内容（1）、（2）の内容であります。

続きまして、資料の 2 ページ目にお戻りください。

改正内容の（3）といたしましては、青森市健康増進センター及び油川、荒川、西部等の各市民センターの使用料について、消費税及び地方消費税の税率改定分を反映させる等のための改正内容であります。

それでは、議案第 76 号関係資料 2、関係資料 3 により、青森市健康増進センター条例及び青森市市民センター条例の一部を改正する条例——以降、改正条例と申し上げますが——について御説明をいたします。

関係資料 2 は、改正条例の第 1 条、第 2 条に関連する青森市健康増進センター条例の改正内容の新旧対照表となります。

まず、新旧対照表の 1 ページ目となりますが、改正条例第 1 条では、業務、第 4 条第 1 号中の「処方指導」を「総合指導」に改め、健康度測定、第 5 条第 1 項中の「医学的検査、運動負荷試験及び」を削除し、「基づく総合判定により」を「基づいて」に改めます。同条第 2 項中の「市長の承認を受けなければ」を「その旨を市長に申し込まなければ」に、同条第 3 項中の「処方指導」を「総合指導」に改めるものであります。

これらは、先ほど御説明いたしましたとおり、健康度測定の要件を変更したことによるものであり、そのことにより申し込みの簡素化を図ることとするものであります。

次に、使用料、第 7 条第 1 項中の「市長の承認を受けた者は、一万円以内で規則で定める」を「申込みをした者は、一人一回につき、二千円の」と改めるもので、これは、健康度測定が体力測定に基づいて行うこととなることから、現在の体力測定相当額を新たに条例に規定することとするものであります。

この改正条例の第 1 条の施行期日は、平成 31 年 4 月 1 日を予定をしております。

次に 3 ページ目をごらんください。

改正条例の第 2 条では、青森市健康増進センター条例の使用料について、消費税及び地方消費税の税率改定分を現行の使用料に反映させる内容であり、使用料、第 7 条第 1 項中の「二千円」を「二千四十円」に、同条第 2 項中の「二百円」を「二百十円」に、同条第 3 項中の「二百円券」を「二百十円券」に、「二千円」を「二千百円」に改めるものであります。なお、使用料の額につきましては、現行の使用料の額に 108 分の 110 を乗じ、10 円未満を切り上げた額といたしております。

この改正条例第 2 条の施行期日は、平成 31 年 10 月 1 日を予定をしております。

次に、議案第 76 条関係資料 3 をごらんください。

関係資料 3 は、改正条例第 3 条に関係する青森市市民センター条例の改正内容の新旧対照表となります。

まず、西部市民センターのトレーニングルームの使用についての改正となりますが、使用料について規定している第 7 条について、2 ページ目の第 3 項の表の西部市民センターの施設の表から「、トレーニングルーム」を削除し、新たに、第 4 項として、「市長は、年齢七十歳以上の者が個人で西部市民センターのトレーニングルームを使用する場合は、第一項の使用料を減免することができる。」と規定するものであります。

これは、現行の青森市市民センター条例において、70 歳以上の者が施設を使用する場合、使用料が免除とされているものから、西部市民センターのトレーニングルームの使用については減免に改めることにするものであります。

第 5 項は、項ずれで、障害者の使用料についての規定となりますが、温水プール等の後に、「又は西部市民センターのトレーニングルーム」を追記するものであります。

以下、第 6 項は、項ずれの整理となります。

続く、別表（第 7 条関係）については、現行の市民センター使用料に消費税及び地方消費税の税率改定分を反映させる内容であり、3 ページ以降に示す改正後の表のとおり改正するものであります。

以上の改正条例第 3 条につきましても、施行期日は、平成 31 年 10 月 1 日を予定しております。

以上、議案第 76 号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、何とぞ御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○天内慎也委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。万徳委員。

○万徳なお子委員 いわゆる一般の買い物をするときの税込み価格というふうに思っていればいいんでしょうか、ここに出ている手数料については。

○天内慎也委員長 保健部長。

○浦田浩美保健部長 議員お考えのとおりであります。

○天内慎也委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 そうすると、世の中の多くの商品の場合は、本体価格と消費税がわかりやすく、レシートなどを見ても消費税分は幾ら幾らっていうふうにあられるんですが、市民に対しては、これはわからないことになるんでしょうか。

○天内慎也委員長 保健部長。

○浦田浩美保健部長 税込みの料金で表示をさせていただくことを予定しておりますので、例えば使用券に、本体価格と消費税分を別々に表記するとい

うことは考えておりません。

○**天内慎也委員長** 万徳委員。

○**万徳なお子委員** 納税のときはどういう計算になるのでしょうか。税金を納めるとき。預かった消費税を国に納めると思うんですが、その際の計算方法を確認したかったんですが、無理ですか。

○**天内慎也委員長** 奈良委員。

○**奈良祥孝委員** 役所の場合は消費税を払っていないと思います、多分。そうでなかったか。そうだよ。一般の会社は国に対して消費税を納めるでしょ。役所の場合はそれはないと、私は記憶していた。

○**天内慎也委員長** 万徳委員。

○**万徳なお子委員** 意見ですが、市民に消費税増税分を負担させるのは反対です。

○**天内慎也委員長** 赤木委員。

○**赤木長義委員** 今の意見もわかりますが、料金収入には、その施設の運営費なんかも入っています。当然、役所が買うべきものは、消費税を払って買ったりとかするので、一方的な論理、理屈だけではなくて、そういったことも多面的に考えた上で判断するので、私は賛成します。

○**天内慎也委員長** ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**天内慎也委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、反対意見がありましたので、起立により採決をいたします。

議案第 76 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**天内慎也委員長** 起立多数であります。

よって、議案第 76 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 77 号「青森市急病センター条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。保健部長。

○**浦田浩美保健部長** 議案第 77 号「青森市急病センター条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

お手元の議案第 77 号関係資料 1 をごらんください。

まず初めに、制定理由につきましても、救急患者に対し応急的な診療を行うため市が設置している青森市急病センターにおいて作成する各種診断書に係る手数料について、消費税及び地方消費税の税率の改定並びに平成 10 年以

降据え置いております料金の適正な設定に向けた見直しを行い、当該手数料の額を改正しようとするものであります。

改正の内容につきましては、青森市急病センターにおける各種診断書の手数料について、青森市内の自治体病院間で料金の差が生じないように、料金設定の見直しを図ることとし、医師名で病名や治療見込み期間などを記載する普通診断書については 2100 円から 2750 円へ、生命保険、共済など任意加入の保険金を受領するための特別診断書については 5250 円から 6600 円へ改定するものであります。

お手元の議案第 77 号関係資料 2 につきましては、条文の改正に係る箇所の新旧対照表となっております。

なお、本条例の施行期日につきましては、平成 31 年 10 月 1 日を予定しております。

以上、議案第 77 号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、何とぞ御議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○天内慎也委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。万徳委員。

○万徳なお子委員 議案第 76 号と同様の意見、及び 2 % 増税分にしても随分上げ幅が大きいなあということも思いますので反対です。

○天内慎也委員長 ほかに発言ありませんか。小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 例えば、普通診断書 1 通につき 2100 円から 2750 円と、650 円値上げになりましたけれども、この算出のもとというのは何ですか。

○天内慎也委員長 保健部長。

○浦田浩美保健部長 診断書手数料につきましては、平成 10 年 7 月からこれまで 20 年以上据え置いてきているということがあります。適正な料金の設定に向けて、自治体間での料金の差が生じないように、料金設定の見直しを図ることとしたものであります。

○天内慎也委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 私はこの提案に賛成なんですけれども、参考までに。急病センターは私もお世話になったことがあります。翌日、きっちり調べてくださいとかって言われるんですけれども、実際、急病センターで診断書を発行する例は結構あるものですか。

○天内慎也委員長 保健部長。

○浦田浩美保健部長 普通診断書に関しまして申し上げますと、例えば、平成 28 年度であれば 11 件、それから平成 29 年度であれば 15 件、本年度であれば 1 月末現在までで 15 件ほどありますけれども、この普通診断書の内容は、主にはインフルエンザに関するものが非常に多くて、勤務先や学校へ提出する病気休暇に関するものということが主なものとなっている状況であります。

○**天内慎也委員長** ほかに発言ありませんか。赤木委員。

○**赤木長義委員** 小豆畑委員が質疑して、それに対して答弁されて、値上げをしてこなかった、他の自治体と横並びにするという話。それもわかりますが、一般質問でもしゃべりましたけれども、本来の受益者負担のあり方という部分をきちっと考えてもらわないと、今後はだめだと思う。たまたま他の自治体が上げたから、じゃあ、横並びで上げるということを行政側がやるのであれば、まあ今回はいいとしても、説得力がない。だから、この料金設定を上げるための本来の根拠を、きちっと受益者負担という考え方でちゃんとつくっておいてほしい。これはもう保健部だけではなくて、福祉部もそうだろうし、全ての部がそうだと思う。そこはしっかりとやっていただくように、これは要望して終わります。

○**天内慎也委員長** ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**天内慎也委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

本案については、反対意見がありましたので、起立により採決をいたします。

議案第 77 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**天内慎也委員長** 起立多数であります。

よって、議案第 77 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 78 号「青森市病院料金及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。市民病院事務局長。

○**木村文人市民病院事務局長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）本定例会に提出いたしました議案第 78 号「青森市病院料金及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。

資料の 1 ページをごらんください。

1 の改正の理由についてであります。市民病院及び浪岡病院における診断書料及び証明書類の料金につきましては、消費税率の改定を除き、平成 7 年以降見直しを行っておらず、長年据え置いている状況にあります。

このため、消費税率及び地方消費税率の改定に伴う所要の改正とあわせて青森市病院料金及び手数料条例の改正を行うものであります。

2 の改正の内容についてであります。消費税率及び地方消費税率が 8 % から 10% に変更になることに伴い、特室差額室料のほか関連する料金をごらんの内容で改正するものであります。診断書料及び証明書類の料金につきましては、青森市内の自治体病院間で差が生じないように、青森県立中央病院

と同額の料金設定とするものであります。

3の施行期日につきましては、平成31年10月1日を予定しております。

周知につきましては、今定例会で条例案を御議決いただいた後に、院内掲示、ホームページ等で患者さんに周知してまいりたいと考えております。

なお、参考といたしまして、資料2ページ以降に、新旧対照表を添付させていただきます。

説明は以上であります。慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○天内慎也委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。万徳委員。

○万徳なお子委員 議案第76号、第77号と同じ理由で反対です。

○天内慎也委員長 ほかに発言ありませんか。橋本委員。

○橋本尚美委員 私、勘違いだったかもしれませんが、毎年更新のために出す難病患者さんのための診断書の金額がたしか倍にはね上がったなと思っていたんですけれども、それはここに書かれていませんが、私の勘違いでしたでしょうか。

○天内慎也委員長 市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 そのとおりであります。3000円が6000円ということなんです。

〔橋本尚美委員「書いていますか」と呼ぶ〕

○天内慎也委員長 市民病院事務局理事。

○岸田耕司市民病院事務局理事 料金の枠組み自体、県立中央病院と同じにすることということで、この枠も同じにしていますけれども、難病関連のほうにつきましては、県立中央病院のほうで2750円、税抜きで2500円で設定しているの、我々のほうも難病関連のほうにつきましては、県立中央病院と同じような形で料金設定すること考えています。ですから、6000円になることはありません。

○天内慎也委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 その金額が書かれている場所を教えてください。（「4ページのその他の診断書のところでないか」と呼ぶ者あり）

○天内慎也委員長 市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 料金の設定の枠としましては、その他の料金の2500円というところに該当しまして、それに消費税率の10%を加えた額が料金ということになります。

○天内慎也委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**天内慎也委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、反対意見がありましたので、起立により採決をいたします。

議案第 78 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**天内慎也委員長** 起立多数であります。

よって、議案第 78 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)

次に、報告事項に入ります。

初めに、「青森市災害廃棄物処理計画について」報告を求めます。環境部長。

○**八戸認環境部長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）青森市災害廃棄物処理計画について骨子案及び素案がまとまりましたので御報告いたします。

お手元の配布資料 1 をごらんください。

まずは、1 の計画策定の背景及び目的であります。本計画につきましては、東日本大震災で災害廃棄物の処理に混乱が生じた教訓を踏まえ、災害により大量に発生する災害廃棄物について、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障防止の観点から、関係機関等と連携を図りながら、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理の推進を図るために策定するものであります。

策定に当たりましては、2 の計画の位置づけに記載がありますように、環境省の対策指針及び行動指針を踏まえ、青森市地域防災計画及び昨年 3 月に策定されました青森県災害廃棄物処理計画等との整合を図りつつ、災害廃棄物の処理に必要な基本的事項や方策等を取りまとめて策定することとしております。

3 の策定の経緯については、昨年 7 月から本格的に着手をいたしまして、11 月 22 日及び本年の 1 月 31 日の 2 回にわたり開催されました青森市廃棄物減量等推進審議会におきまして、審議いただいたところであります。

4 の計画の内容につきましては、まず、資料 2 「青森市災害廃棄物処理計画 骨子案」をごらんいただきたいと思います。

同計画素案の全体の概要を示したもので、8 つの章から構成されております。

また、お配りしております資料3「青森市災害廃棄物処理計画（素案）」につきましては、この骨子案で説明をさせていただきますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

まず、「第1章 計画策定の趣旨」につきましては、先ほど述べたとおりです。

次に、「第2章 基本的事項等」についてであります。対象とする災害は、地震災害及び水害、その他自然災害で、対象とする災害廃棄物は、それらの災害によって発生する廃棄物及び被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物としております。

また、処理主体といたしまして、市、県、事業者のそれぞれの役割を明示するとともに、災害廃棄物の処理は、本市が行う固有の事務として極力地域内において処理することを原則としつつ、災害発生後における応急対応や早期の復旧・復興を図るため、4つの基本方針であります。「生活環境の保全等」、「選別・再資源化の推進」、「関係機関・関係団体との連携・協力」及び「計画的な処理」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物の処理を実施することとしております。

「第3章 災害廃棄物処理のための体制等」につきましては、処理体制の整備について記載しております。被災状況に応じて部局横断的に構築する処理業務の体制について示すとともに、県及び他市町村、関係機関等との情報連絡体制、協力・支援体制、災害廃棄物処理に関しての教育訓練の実施や処理施設等における災害対策について記載しております。

「第4章 想定する災害」につきましては、3つの最大クラスの巨大地震、津波による被害を想定するとともに、災害廃棄物発生量等を推計しております。

「第5章 災害廃棄物の発生量の推計と処理の流れ」につきましては、発生量、処理可能量、処理スケジュール、処理フローを記載しております。

「第6章 災害廃棄物の処理方法等」につきましては、収集運搬体制の整備や仮置き場に関する事項、生活環境保全対策や環境モニタリングなどについて記載しております。また、廃棄物の種類ごとの処理方法や再資源化方法のほか、広域的な処理や仮設処理施設の設置など、処理に当たり検討が必要となる事項について記載しております。

「第7章 避難所ごみ及びし尿の処理」につきましては、避難所ごみや生活ごみの収集運搬体制の整備、また、下水道や浄化槽が使用できなくなることを想定した仮設トイレ等の必要基数やし尿の処理などについて記載しております。

最後に、「第8章 住民に対する相談窓口の設置及び広報」については、被災者を初めとする住民の相談窓口の設置、住民等への啓発、広報などについて

て記載しております。

以上が青森市災害廃棄物処理計画素案の内容であります。

今後、3月中に第3回青森市廃棄物減量等推進審議会で計画案を御審議いただき、本年4月に再度、本委員会に計画案を御説明した後に、青森市災害廃棄物処理計画を策定する予定としております。

なお、お気づきの点などありましたら、担当課まで御連絡いただければと考えております。

説明は以上でございます。

○天内慎也委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。奈良委員。

○奈良祥孝委員 これはあくまでも青森市の災害廃棄物を想定しているんですか。それとも、例えば、前回、東日本大震災のとき、受け入れを断ったじゃないですか、青森市。あれで我々、かなりほかの県から言われているんですよ、東北6県ね。市長が危険だから何だとか、全然危険でないやつを断っちゃってね。それで、これは青森市の中だけのものを行っているのか、それとも、例えば他県からの、岩手県のものとかも、秋田県に何かあったときに秋田県のものも受け入れるとか、そういうことも想定されているんでしょうか。

○天内慎也委員長 環境部長。

○八戸認環境部長 まず、地震とか災害の想定なんですけれども、県のほうが3パターンを実は想定しておりまして、要は太平洋側の地震、津波、それから日本海側の津波、それから、内陸直下型で想定しておりまして、今回、内陸直下型で、青森市内における災害ごみの発生量を186万トンと想定いたしまして、それに対して、どういった形で処理するのかということで考えているものであります。

○天内慎也委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 ということは、市内の廃棄物をという考え方ですか。

○天内慎也委員長 環境部長。

○八戸認環境部長 奈良委員のおっしゃるとおりであります。青森市内のものであります。

○天内慎也委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 そうすると、仮に、前回みたいなああいう大きな災害があったとき、ほかの県から受け入れてくれっていう要請があった場合は、必ずしも、これを指針とするわけではないという考え方でいいのかな。

○天内慎也委員長 環境部長。

○八戸認環境部長 ほかのところで災害があったときは、県も含めて、災害応援協定、広域的な相互協定というのを県レベルで、あるいは中核市レベル

で想定しておりますので、そういったときにはその協定に応じてお互いに助け合うと言いますか、そういった形の体制を敷いているものであります。

○**天内慎也委員長** 橋本委員。

○**橋本尚美委員** 対象とする災害廃棄物で、括弧の中、放射性物質に汚染された廃棄物を除くとありますが、放射性物質に汚染された廃棄物をどうするかは、災害発生時に考えるということなんでしょうか。

○**天内慎也委員長** 環境部長。

○**八戸認環境部長** 担当課のほうから。

○**天内慎也委員長** 担当課どうぞ。

○**若佐谷昭人環境部参事** 清掃管理課でありますけれども、先ほど言ったように、国の対策指針とか行動指針というものがありまして、それに従って、我々がつくっているんですが、その中では、放射性物質を外すということになっておりますので、本計画には入れておりません。

○**天内慎也委員長** 蛭名委員。

○**蛭名和子委員** 今のお答えに対してですけれども、国の指針にはないということですが、市独自としてやる計画はない、必要性は感じていないということでしょうか。

○**天内慎也委員長** 環境部長。

○**八戸認環境部長** 今回は、特に災害の想定を地震とか水害とかそういったものに限定して、災害廃棄物の基本処理計画というものをつくっております。今、蛭名委員がおっしゃられたように、放射能に汚染されたものに関して、他の市町村でも余りつくっていないくて、まず先に、この地震とか大雨とかそういうふうなものの災害廃棄物処理基本計画のほうの策定をどこの市町村でも急いでいるという状況でありますので、まずはそちらのほうが先ということで、本市におきましても、災害廃棄物の処理計画をまずはつくろうということで今策定に向けているという状況であります。

以上でございます。

○**天内慎也委員長** ほかに発言ありませんか。赤木委員。

○**赤木長義委員** 関連して。その後には違う質疑しますけれども。放射能の関係は原発だけでも、現状で、放射性廃棄物災害が起きるというのは、基本的には青森市はあんまり考えられないでしょう。だから、基本的にはつくっていないと思うんですけども、ただ、そういうことが起きた場合は、どういう想定で起きるかはわからない。それは今言ったように、大もとのきちっとした計画をつくった上で、今後、持続的につくっていく話しかない。例えば、間違っって何か爆弾がおこってきたときとか、そういう想定もあるわけだろうから、そういう部分はそれでいいと思うんですけども、そこについては今、環境部長が今後の検討だということをおっしゃったので、それは支持した

いと思う。

その上で、この計画だけ単独で動きそうなんですけれども、青森市は地域防災計画があるじゃないですか、大きな分厚いのが。それで、本来は、そのところ、きちんとした整合性というのがないとだめですよ。だから、本来であれば、災害ごみ処理編みみたいな形で、やっぱり本来そこにまとまるべきものだと思うんです。県がつくって言ったから、環境部がつくったと思うんだけど、やっぱり今後は、総務部と合わせて、地域防災計画の中にきちっと踏まえて入れていくようにするべきだと思うんで、その辺お考えはどうですか。

○天内慎也委員長 環境部長。

○八戸認環境部長 赤木委員のおっしゃるとおり、そもそも、青森市の地域防災計画の中の一つとして、今の災害廃棄物処理計画があるべきものだと思うんですが、先ほどお話ししましたように、東日本大震災において災害廃棄物の処理が進まなかったということで、県のほうも、これに特化した形の計画をつくらなきゃいけないというふうなことで、今回、いろんな案としてつくっているという状況であります。基本的には、あくまでも、青森市の地域防災計画の下に位置づけられるものというふうに考えておりますので、その辺は、今後、その辺のそごがないように、総務部危機管理課のほうともしっかり対応して、一緒に連携をとっていきたいなというふうに考えております。

○天内慎也委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 下に位置づけられるのかもしれないけれども、本来は地域防災計画の中に入れるべきものだから、そこは、今後の中で、きちっと整合性をとっていけばいいことなんで、そこは総務部とちゃんと連携しなきゃいけないと思うんです。この災害ごみだけの話じゃなく、これからさらに広域化とか、そういうことが出てくるので、そういったことも相対的に、きちっとした考え方をもってやっていただきたいということをまず要望、ここは要望でとどめます。

それと同時に、ちょっと確認したいんですけども、随時、これ見直しますと書いてあるじゃないですか。随時見直すというところがわかりやすそうで、ちょっと、そこ曖昧なんだけれども、それっていうのは、例えば、青森市地域防災計画を見直すと同時にチェックするとか、そういう考え方に立って、あっちも随時なんだけれども、そういう考え方に立っていいんですか。ちょっとそこだけ確認したいんですけれども。

○天内慎也委員長 環境部長。

○八戸認環境部長 赤木委員のおっしゃるとおり、地域防災計画が変わるとなると、こちらの処理計画のほうも随時変わっていくというので、そこはお

互いに連携しながらという形になると考えております。

○**天内慎也委員長** 赤木委員。

○**赤木長義委員** ありがとうございます。

担当者にもこの間申し述べましたけれども、災害が起きるのはこの青森市だけじゃなくて、近隣町村、それから国も県も東郡も含めたこともやっぱり考えていかないと、その辺についてもやっぱり条文なりで意向はきちっとこの中に載せるようお願いをしたいと思います。要望で終わります。

○**天内慎也委員長** ほかに発言ありませんか。万徳委員。

○**万徳なお子委員** 放射性物質の問題もありましたけれども、一般質問で里村議員が質問していた太陽光パネルの火災のことで、なるほどいろいろな思いまして、今回、もし災害があったときに、捨てるのに苦労するというリアルな話——56 ページのところにある太陽光発電設備というのが大変な段取り、処理が必要——なんだなと思いました。それで、家庭用の太陽光発電が今ふえていて、もしそこが地震などの災害で処理しなければならなくなったときに知識がないまま処理しようとする、二次被害のおそれが随分あるんだなと思いましたので、ここのあたりは特に研究、周知などをぜひお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○**天内慎也委員長** ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**天内慎也委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「青森市一般廃棄物最終処分場について」報告を求めます。環境部長。

○**八戸認環境部長** 青森市一般廃棄物最終処分場について御報告いたします。

当該処分場に関しましては、これまでも適宜、当常任委員会において御報告してきたところであります。

初めに、配付資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

まず、これまでの経緯についてであります。当該処分場では、平成22年から埋立地表面に滞水が確認され、その範囲が年々拡大傾向であったこと、また、埋立地内部の保有水の高さも長期間高い状態が続き、当該処分場の運営に支障を来していたことから、長期供用に向けた課題の抽出と対策を検討するため、平成26年度に調査を実施し、この調査に基づき、平成27年度から長期供用化に向けた対策を実施してきたところであります。

次に、この調査による長期供用に向けた課題と対策についてであります。まず課題といたしましては、将来的に埋立業務の支障とならないよう、早期に埋立地の滞水を解消する必要があること、また、特に地震発生時における土堰堤等の安定性の確保に万全を期すため、埋立地内部の保有水を解消し、水頭を下げる必要があることといった課題が示されたところであります。

このことから、平成27年度から、①の滞水状態の解消のため、ポンプで滞

水をくみ上げ、埋立地内の埋立作業の支障とならない場所にスプリンクラーで散水・蒸発をさせること、②の降雨による保有水の発生を抑制するため、埋立終了部へ傾斜をつけ、豪雨時の雨水が浸透する前に埋立地外へ排水すること、③滞水箇所への雨水流入を抑制するため、埋立地東側に素掘側溝を設置し、埋立地外へ雨水を排水することといった3つの対策を実施しております。

次に、2ページ目をごらんください。

これまでの滞水範囲の変遷と右下に先ほど御説明いたしました3つの対策について、内容を掲載しております。

まず、滞水範囲の変遷についてですが、左の一番上の写真は、平成26年10月に撮影したものとなっております、青色の線で囲った範囲が滞水範囲となっております。

次に、その下の写真であります、平成27年10月に撮影したものとなっております、前年の青色の線で囲った範囲が黄色い線の範囲まで縮小するとともに、水面が約1.1メートル低下しております。

写真の中の赤い丸印につきましては、①の対策でありますスプリンクラーの設置箇所を、また、右上の茶色い三角部分は、②の対策であります埋立地外への雨水の排水場所を、右下の水色の二重線の部分は、③の対策であります素掘側溝の設置箇所となっております。

次に、一番下の写真であります、平成28年9月に撮影したものとなっております、前年の黄色い線の範囲が緑色の線の範囲まで縮小するとともに、水面がさらに1.2メートルほど低下しております。

次に、右上の写真であります、平成29年10月に撮影したものとなっております、前年の緑色の線の範囲は変わりませんが、水面が約0.8メートル低下し、ピンク色の点線の範囲が浅くなっております。

最後に、その下の写真であります。

これにつきましては、今年の10月撮影したものとなっております、緑色の範囲が赤色の範囲まで拡大するとともに、水面も1.92メートル上昇しております。

このように滞水範囲が拡大した原因につきましては、現在も調査を継続しておりますが、1つとして、昨年度の降雪量及び今年度の降雨量が例年に比べて多かったこと、また、2つとして、保有水が埋立地内部を伝わって発生する浸出水の処理量が昨年度に比べまして5%ほど低下したというふうなこともありますので、これなども要因の一つではないかというふうに考えております。

もう一度、1ページにお戻りをいただきまして、今後の対応であります、先ほども申し上げましたとおり、滞水範囲が拡大したことにつきましては、

現在も調査中ではありますが、今後も滞水範囲に注視しながら、まずは先ほど、2の長期供用に向けた課題と対策の中で御説明いたしました3つの対策を継続していくこととしております。

説明については以上でございます。

○天内慎也委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。奈良委員。

○奈良祥孝委員 ちょっと教えて。スプリンクラーでやってさ、これ土地内にやるんだよね。

〔八戸認環境部長「そうです」と呼ぶ〕

○奈良祥孝委員 しみ込むよりも先に蒸発できるものなのか。

○天内慎也委員長 環境部長。

○八戸認環境部長 夏場の天気がいいときにやりますので、しみ込む前に蒸発しています。

○天内慎也委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 ほかの委員の皆様のお意見もあれなんですけれども、浪岡の処分場は委員会で見学に行きましたでしょ。ここ、まだ私は行ったことがなくて、個人的に言うのであれば、個人的に行きますけれども、もしほかの委員の皆様も御要望があれば、視察とかを考えてはどうかと思うので、また後日、この話を持ちかけますので、よろしくお願いたします。

○天内慎也委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 橋本委員の今の意見もいいんですけども、浪岡のときの問題とは全然違うんで、重大さが。そこだけは理解していただきたい。あくまでも、これ、雨水がうまくしみ込まないっていうだけの話ですから。要はダイオキシンが出たとかそういう話ではないので、委員会としては、まず確認の意味では今の報告を聞いて、その状況を検証しながらやっていくのが筋論かなと思います。意見です。以上です。

○天内慎也委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○天内慎也委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「浜田放課後児童会施設の整備について」報告を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 浜田放課後児童会施設の整備について御説明いたします。資料のほうをごらんください。

旧中央部学校給食共同調理場の跡地に、2020年4月供用開始に向け、整備を進めております浜田放課後児童会施設については、平成30年度に基本設計を実施することとしておりましたが、今般、基本設計業務が完了したことから、その内容について御説明いたします。

資料1ページの施設概要のところをごらんください。

敷地面積は約 2447 平方メートルで、左下の位置図の網かけをしているところ、浜田小学校敷地に隣接します旧中央部学校給食共同調理場跡地に整備するものであります。

建物は、軽量鉄骨造、平屋建て、延べ床面積 600 平方メートル。収容人数は、約 200 人としており、部屋割は、児童会室 5 室のほか、トイレ、静養スペースなどを設けることとしております。

右上の配置図のほうをごらんください。

当該施設整備における建物の配置といたしましては、限られた土地を有効利用し、かつ将来の浜田小学校の改築時の支障とならないよう、可能な限り、敷地の東側へ配置することとしております。

利用する児童は南側にあります通学路を使用し、車両用の通路と駐車場を北側に配置することで、児童の安全性を確保することとしております。

次に、右下にあります平面図をごらんください。

建物につきましては、児童が過ごす児童会室として、教室 1 から 5 まで、1 教室当たり 40 人を単位として、5 室整備することとしております。

隣接する教室の間仕切りを可動式のものとすることで、大人数でのレクリエーションや創作活動などといったさまざまな用途に合わせた使用が可能とすることとしております。

また、子どもたちが体調不良等の際に静養するスペースを、更衣室・給湯室とあわせて玄関の隣へ配置し、トイレは洋式のほか、多機能トイレも設置することとしております。

資料 2 ページのほうに、外観のパース図を添付しておりますので御参考までにごらんいただければと思います。

当該施設の今後の整備スケジュールといたしましては、実施設計をことし 4 月から 8 月までに行いまして、整備工事を 10 月から来年 3 月までに行い、2020 年 4 月の供用開始を予定しております。

現在、浜田小学校区の放課後児童会については、4 カ所に分かれて開設しておりますけれども、この新たな放課後児童会施設の整備によりまして、1 カ所に集約されますことによりまして、子どもたちの安全性及び利便性がより高まるとともに、学校や地域との連携もこれまで以上に図りやすくなるものと考えております。

また、新たな施設の整備によりまして、現在、放課後児童会として利用させていただいております浜田福祉館と浜田市民館の両施設が、本来の用途どおり利用できることとなりますことから、地域の方々がこれまで以上に御利用しやすくなるものと考えております。

説明は以上となります。

○天内慎也委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありません

か。万徳委員。

○万徳なお子委員 2020年4月から供用開始ということですが、それ以降のメンテナンス、つまり、どこか必ず壊れたりしてくるわけですから、そういったことには検討されているのでしょうか。

○天内慎也委員長 福祉部長。

○館山新福祉部長 メンテナンスの部分については、浜田小学校の放課後児童会のみならず、学校で開設できていない場所に関しては、さまざまな施設をお借りして実施しております。その際に、何か支障があった際には、子どもたちに支障があってはならないということで、早急に対処しておりますので、仮に浜田小学校児童会で支障が生じるような場合には、適時適切に対処してまいりたいと考えております。

○天内慎也委員長 ほかに御質疑、御意見ありませんか。赤木委員。

○赤木長義委員 委員会の場ですので、あえて。実施設計、これから、どういう形になるのかわかりませんが、当然、学校から歩いて、子どもたちは移動します。冬場のことを考えて、これ何度も言っているんだけど、ちゃんと長靴を入れられるげた箱をきちっとつくってもらいたい。それで、今は200人だけでも、将来、子どもが減るかもしれないけれど、人数がふえる可能性もあるだろうから、ちゃんと200だったら200のげた箱ではなくて、ちゃんと余裕をもったげた箱をきちっと配置してほしい。それがまず1点。

2つ目は、この200人の人数が集まるというのは、当然、安全面とかいろいろ、福祉部長が言われたようにきちっとやっていると思うんですけども、インフルエンザ、ノロウイルス等そういった部分でのリスクも高くなると思います。ですから、その辺に対する対応もきちっとやっていただきたい。

3つ目は、これだけの人数、夏休みも開設します。設計の中でやっぱり、冷暖房をきちっと配置してほしい。

それが大きな要望になりますので、あと放課後児童会については、今後いろいろな意味で対応していかなければいけないので、その都度気づいたら、実施設計のほうに要望とかしていきたいと思っておりますので、その点は検討していただければと思います。

あともう1個何かあったんですけども、ちょっと今忘れた。後で伝えます。

○天内慎也委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○天内慎也委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「浪岡病院の精神神経科について」報告を求めます。市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 浪岡病院の精神神経科について御報告いたし

ます。

配付資料をごらんください。

浪岡病院の精神神経科につきましては、これまで常勤医師を配置し診療を行ってまいりましたが、当該医師がこの3月末日をもって退職することとなりました。

このため、当院において精神神経科の診療が継続できるよう、医師の派遣元であります弘前大学に対しまして後任医師の派遣を依頼してきた結果、弘前大学から非常勤医師を派遣していただけることとなりました。

これに伴い、精神神経科の診療時間を変更いたします。現在は月曜から金曜日までの午前の診療でしたが、この4月からは金曜日の午後の診療となります。

今後、地域の皆様や浪岡病院を御利用いただいている方々につきましては、市のホームページや院内掲示等により周知してまいりたいと考えております。

なお、4月以降の各診療科の診療時間につきましては、参考1の表のとおりとなっております。精神神経科以外の診療科につきましては、変更がありません。

また、常勤医師につきましては、内科が3名、外科が1名の計4名の体制となります。

報告は以上でございます。

○天内慎也委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。万徳委員。

○万徳なお子委員 お医者さんを確保されるのに大変御苦労されているのだろうと思います。公立七戸病院、むつ総合病院ではお医者さんを確保されたというニュースで、市長さん、町長さんが御努力されて確保されたということを知っていたので、ぜひ、何とか頑張って、せめて週2回できるようにぜひ御努力をお願いいたします。

○天内慎也委員長 ほかにありませんか。蛭名委員。

○蛭名和子委員 精神神経科の患者さんはどれくらいいらっしゃるのでしょうか。

○天内慎也委員長 市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 昨年4月からことしの1月末まで、延べ人数で約4000人ぐらいの患者さんがおります。

○天内慎也委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 そういった方々に、どこか市内のほかの病院を紹介するとか、そういうことはやられているんですか。

○天内慎也委員長 市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 1人で金曜日の午後しか診れないということ

もありまして、退職する医師もその後のことをちょっと気にしまして、もちろんできるだけ患者さんに御納得いただいた上ですけれども、ほかの病院を御紹介したり、また、精神科で薬をもらっている方もいらっしゃるんですけども、精神科以外で、いわゆる内科でも出してもらえそうな薬で通っていらっしゃる方もいらっしゃいますので、別の診療科のほうに行ってもらってくださいというような御説明をしたりして、患者さんの分散と言うんですか、そういうのをこれまでも調整してまいりました。

以上です。

○**天内慎也委員長** ほかに発言ありませんか。赤木委員。

○**赤木長義委員** これ見ると、水曜日がまるっきり入っていないんですけども、これ、あえて水曜日に入れなかった何か理由とかあるのかしら。

○**天内慎也委員長** 市民病院事務局長。

○**木村文人市民病院事務局長** 特にありません。

○**天内慎也委員長** 赤木委員。

○**赤木長義委員** 結局、開設時間が少なくなるということは患者さんが来なくなるということで、経営に対する部分にも非常に影響が出てくると思います。しかも今回、各派代表者会議で、追加の1億円の基準外の繰り出しもあるという話があったようです。基本的に、資金不足比率を解消するための策だと思うので、実際、こういう現金収入が減るようなことに対して、やっぱりそれなりの対応策というのはしっかり考えていていただきたいと要望して終わります。

○**天内慎也委員長** ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**天内慎也委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

この際、ほかに理事者側から報告事項などありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**天内慎也委員長** また、委員の皆さんから御意見等ありませんか。万徳委員。

○**万徳なお子委員** 先ほどの議案第78号の中で橋本委員が質疑された難病申請に係る診断書がその他の診断書に当たるという御説明だったと思うんですが、私が聞いたところは、現在、無料なのを消費税を入れて2750円にするというふうに聞いていたと思うんですが、確認させてください。

○**天内慎也委員長** 市民病院事務局長理事。

○**岸田耕司市民病院事務局長理事** 御答弁させていただいたとおり、現在、市民病院のみが無料で交付している実態にあります。我々、県立中央病院に合わせていくということを申し上げました。それで、県立中央病院のほうで徴収しているということがありましたので、うちのほうもその部分について

は、県立中央病院と同じように、その他の診断書に掲げる料金でやっていけないといけないということで考えて、答弁した次第であります。

○**天内慎也委員長** 万徳委員。

○**万徳なお子委員** そうすると、先ほどの表のところ見ると、現行 2160 円が 2750 円になるというふうに聞こえてしまったんですが、そうではないということですね。

○**天内慎也委員長** 市民病院事務局理事。

○**岸田耕司市民病院事務局理事** 実際には、今現在、無料で交付しているという実態がありましたので、無料から 2750 円になるということであります。

○**天内慎也委員長** 赤木委員。

○**赤木長義委員** そういう今の説明だったら、ちゃんとわかりやすく、最初から資料に書いておいてほしい。それはやっぱり委員会なんで。そこはだめだな。行政側がちょっと反省して直してほしい。終わります。

○**天内慎也委員長** ほかにありませんか。赤木委員。

○**赤木長義委員** 思い出しました。福祉部長。要はノロウイルスとかそういう対応のために、ちゃんとシャワー室もつくってくれという話、思い出した。それを実施設計の中できちっと入れ込んでほしい。これは、その辺については、プロである保健部長があなたの隣の席にいるんだから、よくその辺を聞いて、しっかりと子どもたちのために対応できるように、ちゃんと連携をとってやってください。終わります。

○**天内慎也委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**天内慎也委員長** 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の委員会を閉会いたします。

(会 議 終 了)